

# 「知的財産推進計画2023」について

## － AI と知財関連概要 －

2023年6月26日

内閣府知的財産戦略推進事務局

**知的財産推進計画 2023**  
(2023年6月9日 知的財産戦略本部決定)

**Ⅱ. 基本認識**

○ A I 技術の進展と知的財産活動への影響

**Ⅲ. 知財戦略の重点10施策**

○ 急速に発展する生成 A I 時代における知財の在り方

(1) 生成 A I と著作権

(2) A I 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

## 新たな情報財検討委員会（2016年～2017年）【2017年3月報告書】

○ I o t等で大量に蓄積されるデジタルデータや、A I生成物とその生成に関する「学習用データ」、「学習済みモデル」など、新たな情報財の知財制度上の在り方について検討。

⇒ **A Iの作成・利活用促進に向けた方向性**として、以下の方向性を提示。

### 【具体的に検討を進めるべき事項】

- ・ 特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、**新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討**を進める。

《→2018年著作権法改正(柔軟な権利制限規定(第30条の4)の規定整備)》

### 【引き続き検討すべき事項等】

- ・ **A Iが悪用される場合や、A I生成物に関する人間の創作的寄与の程度**の考え方について、**A Iの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討**する。 など

※ このほか、出力されたA I生成物が学習用データ（著作物）に類似する場合における著作権侵害の成否（侵害要件としての「依拠性」についての考え方等）など、A I生成物等に関する論点について検討。

## 生成A Iをとりまく現状

### 技術の変化・具体的な事例等の動向

- ◎ AIをめぐる最近の動向として、生成AIの技術が急激に発展。
- ◎ 画像生成、文章生成等の分野では、いくつかの単語や文章を入力するだけで、まるで人間が作成したかのような高精度なコンテンツを生成する強力なAIツールが、相次ぎ公表され、急速に普及。

- **様々なAIツールが開発され、普及していく中、それらAIと知財の関係について改めて検討を行う必要。**
- **生成AIの開発・提供・利用を促進するためにも、生成AIの懸念やリスクへの適切な対応を行うことが重要。**  
※ マルチステークホルダーを巻き込んだ迅速かつ柔軟な対応が求められる。

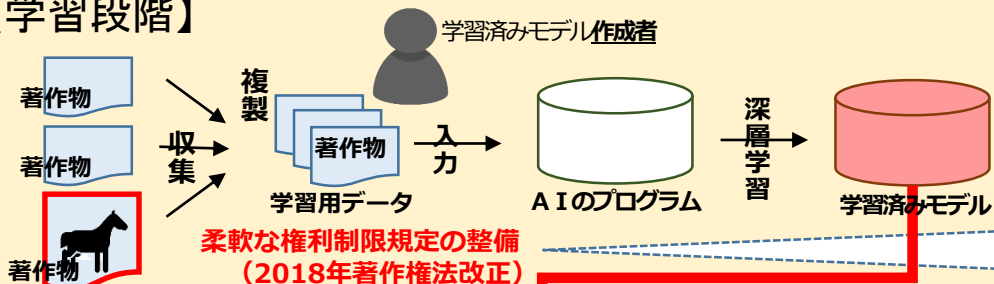
# 生成AIと著作権

○ AIツールの一般ユーザーへの急速な普及拡大により、人間による創作と区別がつかないようなAI生成物が大量に生成され、クリエイターの創作活動にも影響が及ぶ懸念。

※ 生成AIがオリジナルに類似した著作物を生成するなどの懸念や、著作権侵害が大量に発生し、個々の権利者にとって紛争解決が困難となる等のおそれも指摘。

**AI技術の進歩促進とクリエイターの権利保護等の双方の観点に留意しながら、論点を整理し、必要な方策等を検討**

## 【学習段階】



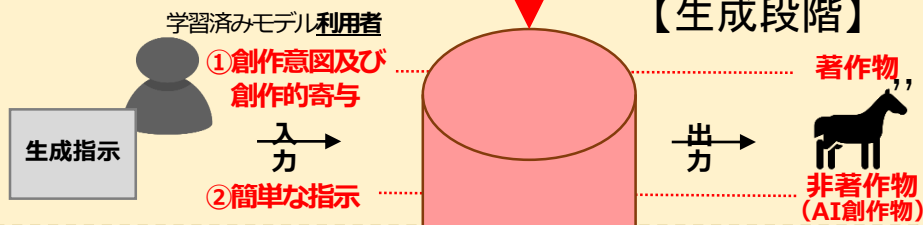
## 著作権法(柔軟な権利制限規定)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

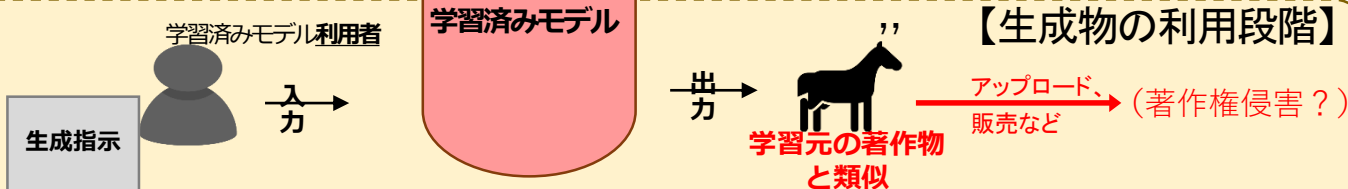
第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 情報解析((略))の用に供する場合
- 三 (略)

## 【生成段階】



## 【生成物の利用段階】



※ AIを利用して生成した画像等を利用する場合には、著作権侵害の判断は通常の著作権侵害と同様。

※ 生成された画像等に既存の画像等(著作物)との類似性と依拠性が認められれば、著作権侵害となる。

## 整理すべき論点

- ・ 学習用データとしての著作物の適切な利用
- ・ AI生成物の著作物性
- ・ AI生成物を利用・公表する際の著作権侵害に関する考え方

## ○急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

### (1) 生成AIと著作権

#### (現状と課題)

(中略)

- … 生成AIの最新の技術動向、現在の利用状況等を踏まえながら、
  - ・ AI生成物が著作物と認められるための利用者の創作的寄与に関する考え方
  - ・ 学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する考え方
  - ・ AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の、著作権法第30条の4ただし書に定める「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」についての考え方

などの論点を、具体的事例に即して整理し、考え方の明確化を図ることが望まれる。

#### (施策の方向性)

- ・ 生成AIと著作権との関係について、AI技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討する。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省)

# AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

## 発明の保護対象について

【前提】発明の創作過程における①課題設定、②解決手段候補選択、③実効性評価のいずれかに自然人が関与していれば、自然人による発明として特許権の付与対象とされている。

①課題設定



②解決手段候補選択



③実効性評価

※「平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書  
AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産  
権法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」等に基づく。

### 【検討事項】

生成AIをはじめとしたAI技術の進展を踏まえ、各過程においてどの程度自然人が関与していれば自然人の発明と認められるか改めて検討する必要。

## 発明の特許性の判断基準について

【前提】特許の要件として、例えば、当該技術分野において通常の知識を有する者（当業者）が、先行技術に基づき容易に発明することができたと認められるものは、「進歩性」を有しないものとして、特許を受けることができないとされている（特許法第29条第2項）。

### 【検討事項】

AI技術の進展により、特許審査における「進歩性」の判断をはじめ、発明の特許性の判断にどのような影響が生じるか検討する必要。